

令和 7 年度答申第 3 号
令和 7 年 7 月 2 4 日

松戸市教育委員会
教育長 波田 寿一 様

松戸市情報公開審査会
会 長 井 川 信 子 印

公文書の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和 2 年 6 月 1 1 日付け松教生企第 5 8 号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和2年1月15日付け公文書開示請求書により、「常盤平第一小学校の教員・〇〇〇〇氏の担当する学級に係る学級通信や学年通信や学校通信に係る公文書一切。

その廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に順ずる文書等々、とにかく全て、ひろく解釈して御特定下さい。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- (2) 本件開示請求に対して、令和2年1月29日付け公文書一部開示決定通知書により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年4月1日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和2年7月17日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象情報が本件で特定さ

れたもので尽くされているとは到底考えられない。実際、処分庁は、かねてから文書の特定漏れを繰り返してきた。

本件非開示箇所は、生徒、PTAの役員ではない保護者の氏名とその顔写真を除いて、いずれも、条例第7条第2号にも他の非開示事由にも全て該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書き全てに該当する。

理由附記には個人の氏名写真等とあるが、如何なる個人なのかにつき明記がないうえ、教職員の氏名は開示になっているなど、対象公文書に記載された個人の氏名全てが非開示とされているわけではないし、「氏名写真等」の「等」が何なのかを明記すべきであった。したがって、理由附記の点でも不備があり、条例第10条第2項及び第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項並びに第14条第1項及び第3項に違反する。

顔写真については、職務遂行中の公務員の顔写真は、条例第7条第2号ただし書きウ「当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する。

写真全体が非開示とされているが、職務遂行中の公務員ではない個人の顔の部分だけ非開示としつつその余の箇所（背景や服装や職務遂行中の公務員の顔など）は条例第8条各項の規定により一部開示を実施すべきである。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 文書の特定について

開示請求文書について、特定した文書は、平成28年度から平成30年度の学級通信、学年通信、学校通信、夏休みだより、冬休みだより、春休みだよりのとおりである。

イ 非開示理由について

非開示部分には、個人の氏名写真等が記録されている。これらについて、児童及び保護者は、学年や学校内にかかわる者の範囲で共有することを前提に掲載を認めるものであり、それ以外の第3者に開示されることは想定していない。また、公務員であっても、みだりに顔写真の開示を認めるものではない。

よって、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別する

ことができることから、条例第7条第2号に該当するため、非開示とした。

また、「氏名写真等」の「等」は、休業や学生ボランティアの該当者を意味しており、開示の際には、請求人に対し、すべての文書の一枚一枚について、非開示理由を説明している。

ウ その他

なお、審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 非開示部分について

ア 写真について

(ア) 条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している

「個人に関する情報」とは、広く「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報」である氏名、住所、生年月日等のほか、個人を識別できる画像、映像、音声等も含まれる。したがって、特定の個人を識別することができる写真、すなわち児童の顔が写っている画像については、非開示となる個人情報に該当する。

この点、顔が写っている場合において、いかなる大きさの画像や解像度の画像であれば個人を識別できるかが問題となるが、どれくらいの大きさ、解像度であれば個人を特定できるかについて一律の判断基準を設けることは難しいことを考慮すると、本件においては児童の顔が写っている画像については大きさ等にかかわらず非開示にすべきと考える。

(イ) 本件においては、特定の個人(児童)が識別される写真について、画像全体が黒塗りされていることから、審査請求人は、写真に写っている児童等の顔のみを黒塗りし、その余の部分については開示すべきと主張している。

条例第8条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されて

いる部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

「容易に区分して除くことができる」とは、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが、物理的、技術的に困難でなく、また時間、経費などから考えても著しい負担を擁しないと判断される場合をいう。

- (ウ) 当審査会においてインカメラ審理を実施し、児童が写っている写真について確認したところ、非開示とされた写真にはいずれも複数の児童が写っていた。これらの写真は、文書の一部として掲載されている小さな画像であり、その画像の中に多数写っている児童の顔のみを選択し、その部分を黒塗りすることは、困難かつ時間を要する作業であり、著しい負担を求めるものであると解する。また、写真中の児童の占める割合（面積的な割合）等を考えると、写真全体を非開示としたことも不合理であるとは言えない。したがって、児童が写っている写真を非開示としたことは妥当である。

イ 氏名について

- (ア) 氏名は個人情報であるが、審査請求人は児童およびPTAの役員でない保護者以外の氏名は条例第7条第2号ただし書に該当することから開示すべきと主張している。

当審査会においてインカメラ審理を実施したところ、児童とPTAの役員でない保護者を除いて非開示となっているのは、①休職者、②なかよし学級補助員、③教職たまご研修生、の氏名であった。

- (イ) ①休職者は、常盤平第一小学校の教職員であり、公務員であることから条例第7条第2号ただし書ウに該当する。そして、条例第7条第2号ただし書ウは、公文書には公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程や結果が記録されていることが多く、市の諸活動を説明する責務を全うするという観点から、例外的に行為の主体たる公務員の個人情報の開示を認めたものである。そして、当該規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであり、公務員に関する情報であっても、職員の健康情報や休暇情報は、職務遂行情報に係る情報には含まれないと解する。したがって、休職者の氏名は開示すべきであるが、休職理由に該当する部分は非開示となると解する。
- (ウ) ②なかよし学級補助員の身分は、市の会計年度任用職員であり公務員である。なかよし学級補助という職務活動に関する事項であるこ

とから、なかよし学級補助員の氏名は条例第7条第2号ただし書ウに該当し、開示すべきである。

(I) ③教職たまご研修生は、千葉県から派遣された研修生であるが、教員免許取得を前提とした大学生であり、公務員ではない。また条例第7条第2号のただし書ア・イにも該当しないことから、非開示となる。

(オ) 本件では、「なかよし学級補助」といった職務内容、「教職たまご(研修生)」といった身分の名称も非開示となっている。しかし、これらについては、非開示事項には該当しない。また、容易に区分し、開示することが可能であることから、これらの部分については開示すべきである。

(2) 文書の特定について

審査請求人は、特定した文書以外についても対象文書が存在している旨主張している。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取とともにインカメラ審理を行い、特定した文書以外の文書の存在について確認したが、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

(3) 理由附記について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、公文書一部開示決定通知書の別紙において、①非開示条項、②適用する根拠は示されており、理由附記不備の違法は認められない。

(4) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年 6月11日	諮問書の受理
令和 7年 3月17日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 7年 4月24日	第2回審査会（審議）
令和 7年 5月22日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年 6月24日	第4回審査会（審議・理由説明）
令和 7年 7月24日	第5回審査会（審議）